

# 公益社団法人日本栄養士会の名義使用等の許諾に係る取り扱い規程

全面改訂 平成 31 年 3 月 17 日

(目 的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）が、本会の実施する事業以外の事業において、本会の名義の使用等を行うことを許諾するときの取り扱いに必要な事項を定める。

(名義の使用等)

第 2 条 本規程にいう「名義の使用等」とは、本会の名義（「公益社団法人日本栄養士会」または「日本栄養士会」）に、次項以下に定める文言を付し、または、これを組み合わせるなどして、本会が当該文言に係る行為をなしたものとして表示することをいう。

2 研修会等に係る文言とその定義は以下の各号のとおりとする。

号	文 言	定 義
一	共催	他の者と共同の権限と責任をもって実施するもの
二	後援、協賛、協力	研修会等の趣旨や内容を是認し、その旨を適宜の方法で会員に伝達するもの
三	指導、企画	研修会等の趣旨や内容の決定に有意な影響を与えたものであって、その影響の度合いが大きいものを「企画」とし、それ以外を「指導」とする

3 出版物その他の物品（食品を含まない。以下、本規程における物品については同様とする。）に係る文言とその定義は以下の各号のとおりとする。

号	文 言	定 義
一	監修	出版物その他の物品の内容作りを監督するもの
二	編纂	出版物の著作物等の内容を取りまとめるもの
三	指導、企画	出版物その他の物品の内容作りに有意な影響を与えたものであって、その影響の度合いが大きいものを「企画」とする

		とし、それ以外を「指導」とする
四	推奨	出版物その他の物品の内容を是認し、その旨を適宜の方法で会員に伝達するもの
五	推薦	出版物その他の物品の内容を是認するもの

(名称の使用等の許諾を申請することのできる者)

第3条 次の各号に掲げる者は本会に名称の使用等の許諾を申請することができる。

- 一 研修会等については、本会と親交のある非営利法人その他の団体並びに学術団体、学術会議登録学会、賛助会員
- 二 出版物その他の物品については、本会と親交のある非営利法人その他の団体並びに学術団体、学術会議登録学会、賛助会員または会員個人、本会の関係者

(名称の使用等の許諾)

第4条 前条各号に該当する者が名称の使用等を行おうとするときは、あらかじめ本会の許諾を得なければならない。

- 2 すでに前項の許諾を得た出版物その他の物品であっても、これを改定、改編等したときは改めて名称の使用等の許諾を得なければならない。
- 3 前2項の許諾を得た賛助会員は、以下の各号に定める許諾料を本会に納付しなければならない。ただし、出版物その他の物品の性質や価格、出版物その他の物品をもって行う事業の趣旨や目的を踏まえて、許諾料は、これを減免することができる。

号	文 言	許 諾 料
一	監修	550,000 円 (税込) 以上
二	編纂	330,000 円 (税込) 以上
三	指導、企画	220,000 円 (税込) 以上
四	推奨	110,000 円 (税込) 以上
五	推薦	55,000 円 (税込) 以上

(賛助会員の本会事業への支援に伴う名義の使用等の許諾)

第5条 前条の定めに関わらず、本会の賛助会員が、以下の各号の本会の事業（以下「特

定事業」という。)につき、その趣旨に賛同し、協賛金等の給付をもって支援を行ったときは、当該賛助会員は、当該賛助会員の事業の用に供する物品や役務(以下「物品等」という。)に関する宣伝媒体等に、本会の名義を付して当該特定事業に協力している旨の表示(以下「特定事業支援表示」という。)をすることができる。

- 一 災害等の被災者、被災地の支援に関する事業
  - 二 「栄養の日・栄養週間」に関する事業
  - 三 その他、本会の定める事業
- 2 前項の賛助会員が、特定事業支援表示をしようとするときは、あらかじめ当該表示を本会に提示して、本会の意見を照会しなければならない。
- 3 特定事業支援表示を行うにあたっては、許諾料の納付を要しない。

(名義の使用等の許諾機関)

第6条 名義の使用等の許諾の可否は、理事会がこれを決する。ただし、簡易な出版物、または、栄養指導その他の栄養士業務に関する教材であって内容等の確認に特段の作業を要しないものは、常任理事会で名義の使用等の許諾の可否を決することができる。常任理事会で名義の使用等の許諾の可否を決した場合は、直近の理事会でこれを報告しなければならない。

- 2 前項の定めに関わらず、官公庁の行う事業に関する名義の使用等、および、過去に名称の使用等を認めたものの名義の使用等の許諾の可否は、会長がこれを決することができる。
- 3 理事会は、名義の使用等の許諾の可否を決する際し、あらかじめ本会の適宜の事業部その他の関係部署(出版物等の監修、編纂においては学術研究事業部など。)に必要な事項の検討を求めるとともに、特に必要と認めるときは、臨時にこれを諮問する委員会を設けてその意見を徴することができる。

(申請手続)

第7条 名義の使用等の許諾を申請する者は、所定の申請書(名義の使用等許諾申請書)に必要な事項を記入したうえで、以下の各号の関係資料を添えて、これらを本会に提出しなければならない。

- 一 研修会等については、事業の概要説明書、概算予算書

二 出版物その他の物品については、当該出版物その他の物品またはその概要説明書

(名義の使用等その他の形態に対する許諾等)

第8条 第2条に定める以外の形態による名義の使用等に対する許諾の可否は、理事会が、個別の事情を踏まえて、これを決する。

(役員推薦等名義の制限)

第9条 本会役員は、あらかじめ理事会の承認を受けない限り、本会以外の者がその事業の用に供する物品等について、推薦、推奨、応援、支援、賛同、協力その他当該物品等の機能、効用、品質、内容の良好さを認める記載をなすに際し、自己の名義に、本会役員であることの表記を付してはならない。

(本規程の変更)

第10条 本規程の変更は、理事会の議決をもってこれを行う。